

和歌山県田辺・西牟婁地域雇用開発計画

平成30年8月

和歌山県

目 次

1	雇用開発促進地域の区域	1
(1)	対象区域	1
(2)	地域の概況	2
(3)	地域要件	3
2	雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	4
3	雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項	7
4	雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項	8
(1)	地域雇用開発の促進のための措置	8
イ	新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項	8
ロ	職業能力開発の推進に関する事項	9
ハ	労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項	9
ニ	各種支援措置の周知徹底に関する事項	10
ホ	地域雇用開発の効果的な推進に関する事項	10
(2)	地域雇用開発の促進に資する都道府県の取り組み	10
5	計画期間に関する事項	11

和歌山県田辺・西牟婁地域雇用開発計画

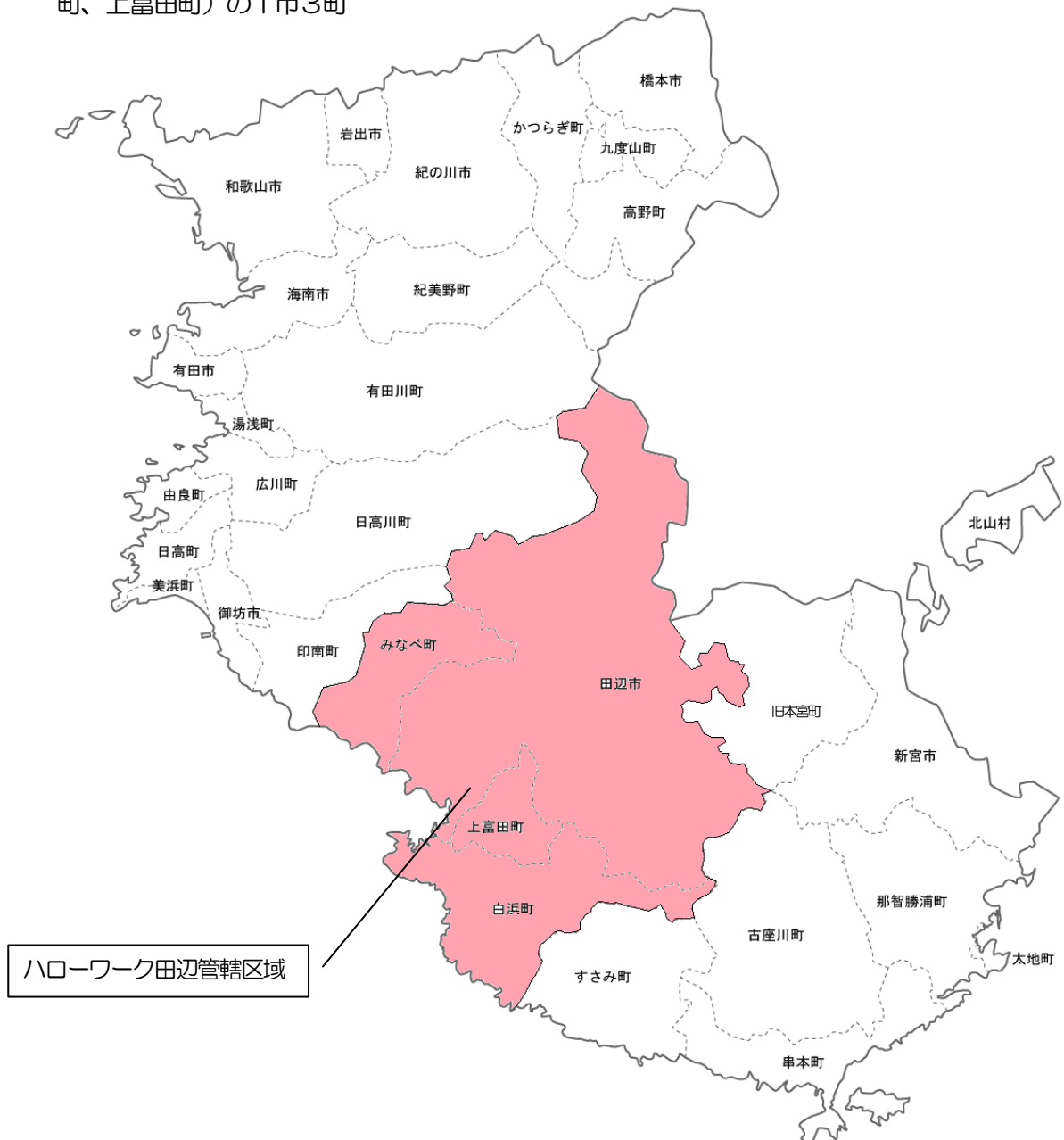
1 雇用開発促進地域の区域

(1) 対象区域

田辺・西牟婁地域雇用開発促進地域の区域は次のとおりとする。

○ハローワーク田辺管轄区域

田辺市（ハローワーク新宮管内の旧本宮町を除く）、日高郡（みなべ町）、西牟婁郡（白浜町、上富田町）の1市3町



(2) 地域の概況

〔位置・地勢〕

当地域は和歌山県の南部に位置しており、北は和歌山県日高郡、東は和歌山県東牟婁郡に接している。海岸線は太平洋に面し、リアス式の海岸線が続いている。

面積は1,406km²で県全体の29.8%を占めているが、その多くは山地・丘陵地であり平野部は少ない。

〔人口〕

当地域の人口は121,227名（平成27年国勢調査）であり、県全体の12.6%に相当する。若年層の流出と少子高齢化による過疎化が進み、平成22年と比べると5,630名（4.4%）の減少となっている。

〔交通〕

幹線道路網については、和歌山県の大動脈である近畿自動車道紀勢線及び湯浅御坊道路が大阪府からすさみ町まで開通しており、平成26年には、すさみ串本道路が新規事業化されており、紀南地方の高速道路化はさらに進む予定である。

地域の海岸沿いを走る国道42号は、当地域の主要市町と和歌山市方面とを結ぶ基幹道路であり、県内中央部を縦断する国道424号や新宮方面に向け地域内を横断する国道311号等とともに、国道・県道等による幹線道路網が形成され、地域内外を結んでいる。

鉄道はJR紀勢本線が国道42号と同じく海岸線を走っており、大阪・京都及び名古屋方面の都市部間を結んでいる。

国内有数の観光地である白浜町には中型ジェット機が離着陸可能な南紀白浜空港があり、東京便が1日3往復運行されている。

港湾は、文里港等の地方港湾があり、木材備蓄や貨物輸送・漁業等に供用されている。

〔産業〕

当地域の労働力人口は61,181人（平成27年国勢調査）で、そのうち就業人口は58,580人である。産業別の就業者の比率は、第1次産業13.9%、第2次産業19.5%、第3次産業66.6%であり、県全域と比較すると、第1次産業の比率が高く、第2次産業、第3次産業の比率が低い就業構成となっている。

産業別就業者数

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
当地域	8,029	11,235	38,465	57,729
	13.9%	19.5%	66.6%	100.0%
県全域	9.0%	22.3%	68.7%	100.0%

（出典：平成27年国勢調査）

(3) 地域要件

雇用開発促進地域の地域要件については、次のいずれにも該当すると認められる。

イ 自然経済的社会的一体性

ハローワーク田辺の管轄区域は冒頭掲載の地図のとおりであり、地理的に分断されておらず、連続性を有しており、田辺市を中心として経済的社会的に一体性が強いといえる。

ロ 地域の労働力人口に対する一般求職者の割合

雇用開発促進地域に該当するためには、その地域において最近3年間の労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上であることが一つの要件である。平成27年度の国勢調査における地域の労働力人口に対する3年間の一般有効求職者数の月平均値の割合（3.1％）は、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の平均値以上であり、要件を満たしている。

ハ 地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率

雇用開発促進地域に該当するための二つ目の要件として、最近3年間又は1年間のハローワークにおける一般又は常用有効求人倍率が基準値以下でなければならない。最近3年間及び最近1年間における当地域の有効求人倍率は下表のとおりとなっており、常用有効求人倍率について見ると、最近3年間又は最近1年間における有効求人倍率は全国の有効求人倍率の基準値以上であるが、最近1年間における当地域の常用有効求人倍率の月平均値は0.87倍以下であり、要件を満たしている。

		有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率	有効求人倍率（全国）	基準値
一般	平成27年度	23,891	22,679	0.95	1.23	—
	平成28年度	23,607	24,078	1.02	1.39	—
	平成29年度	21,503	25,846	1.20	1.54	1.00
	3年間平均			1.06	1.39	0.93
常用	平成27年度	16,067	11,282	0.70	1.01	—
	平成28年度	15,528	11,810	0.76	1.15	—
	平成29年度	13,974	12,208	0.87	1.31	0.87
	3年間平均			0.78	1.16	0.77

（出典：和歌山労働局）

二 地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要性

前述のとおり、当地域の雇用状況は全国と比較しても低位で推移している。これは、当地域の製造業や建設業をはじめとする産業が、中小零細規模の経営体が多いなど構造上の要因があり、また経済のグローバル化による競争の激化等、近年の社会経済環境の変化の影響を大きく受けているためであり、事業縮小や廃業を余儀なくされていることによる。

このような状況を放置した場合、地域の雇用問題はさらに深刻化するとともに、地域間の雇用機会の不均衡が益々拡大していく恐れがある。

そのため、当地域においては、関係者の創意の発揮と積極的な努力により、雇用機会の創出を通じ、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な構造の改善を図る必要がある。その一環として、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる。

2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

主な産業は機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材、木製品など。

当地域における労働力の需給状況を平成25年度から平成29年度の期間でみると、有効求人数は増加しており平成25年度に比べ240人（12.5%）の増となった。また、有効求職者数は年々減少しており、平成25年度に比べ423名（19.1%）の減となり、これに伴い、有効求人倍率は0.86から1.20に上昇し、雇用情勢は着実に改善している。

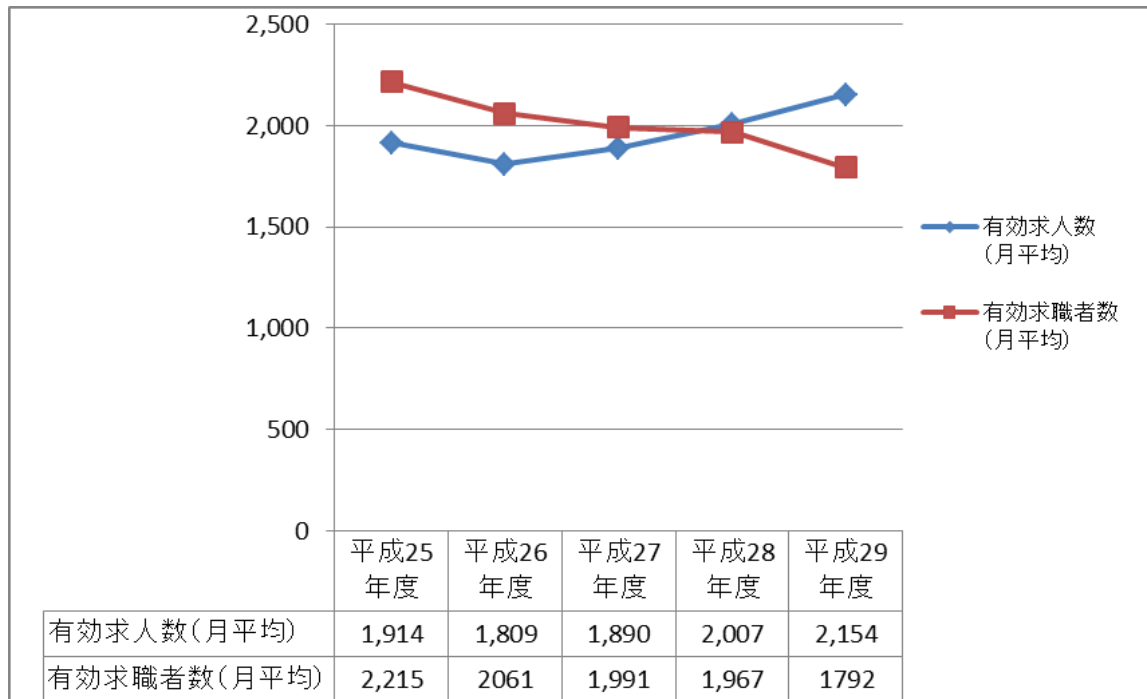
しかし、当地方の有効求人倍率は県全体や全国の有効求人倍率と比較すると、上昇の度合いはかなり低く、県全体と比較しても低い倍率となっている。

有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率（いずれもパートタイムを含む）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有効求人数（月平均）	1,914	1,809	1,890	2,007	2,154
有効求職者数（月平均）	2,215	2,061	1,991	1,967	1,792
当地域有効求人倍率	0.86	0.88	0.95	1.02	1.20
全国有効求人倍率	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54
県有効求人倍率	0.91	1.00	1.08	1.18	1.29

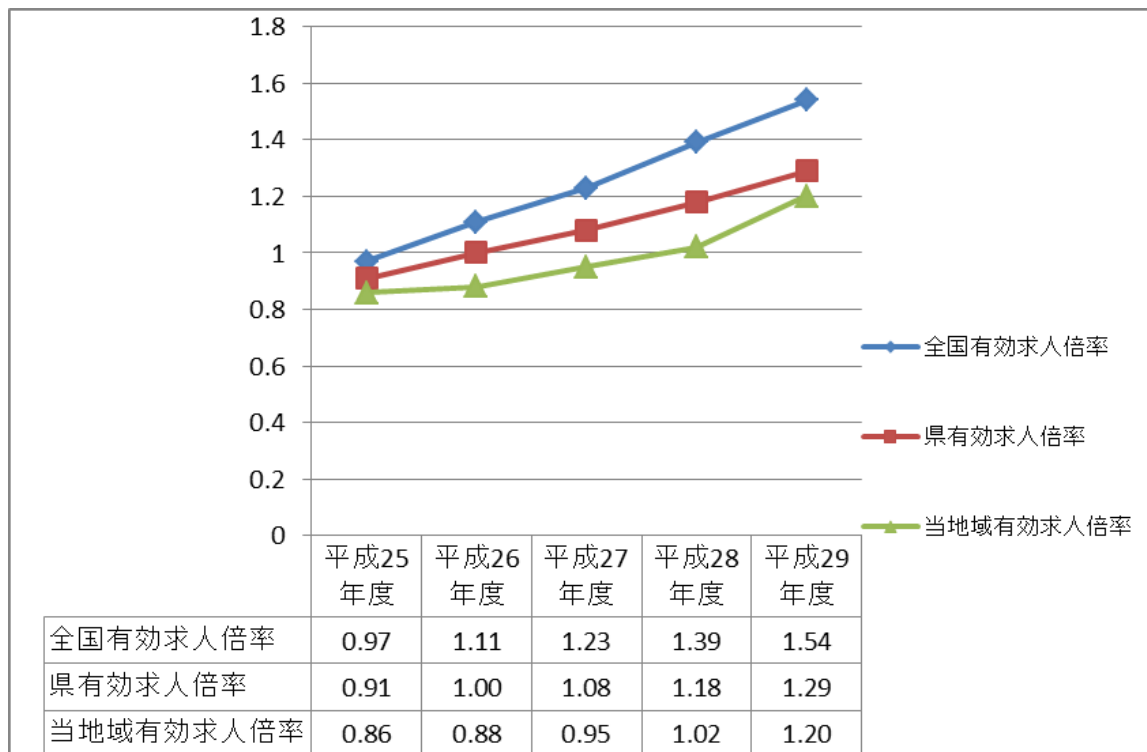
（出典：和歌山労働局）

有効求職者数・有効求人数（月平均）



（出典：和歌山労働局）

有効求人倍率（全国、和歌山県、田辺・西牟婁地域）

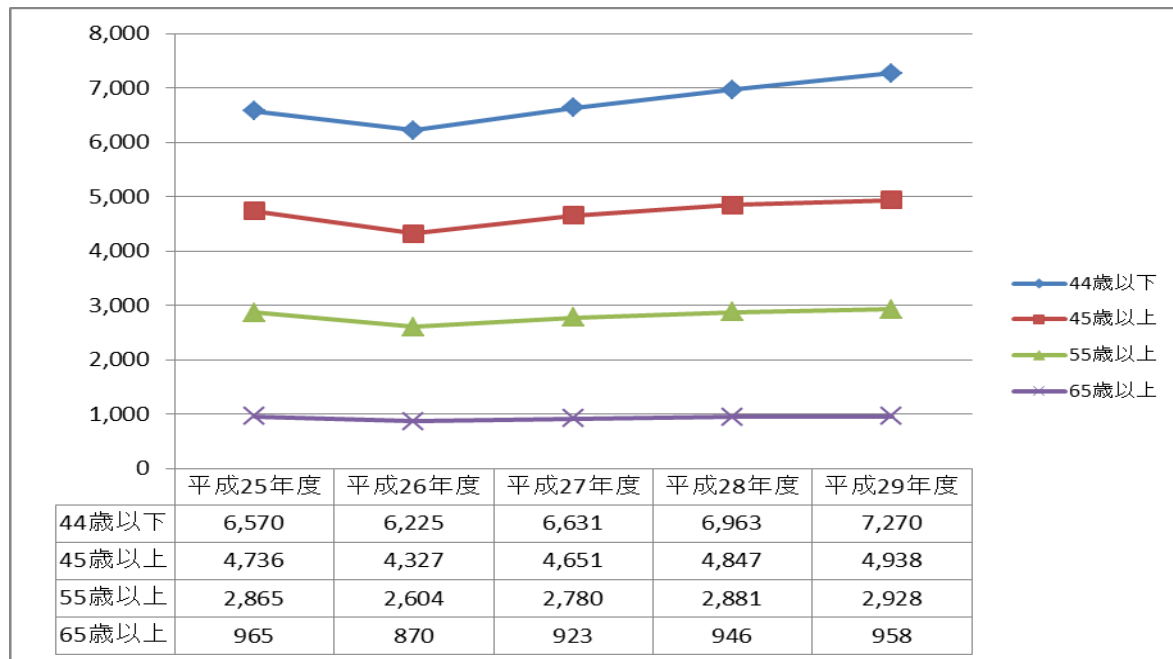


（出典：和歌山労働局）

月間有効求人数（パートタイムを除く）は、平成25年度に比べ、すべての年齢層で増加して

いる。

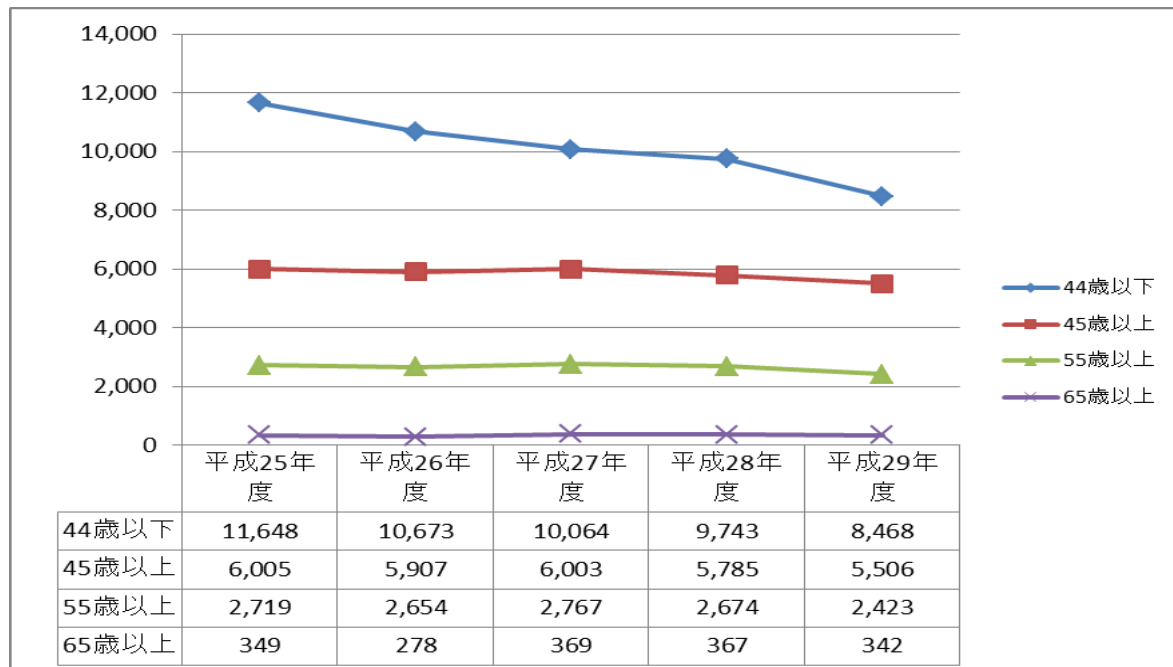
年齢別月間有効求人数（パートタイムを除く）



（出典：和歌山労働局）

月間有効求職者数は、平成25年度以降、65歳以上の年齢層を除いて減少している。

年齢別月間有効求職数（パートタイムを除く）

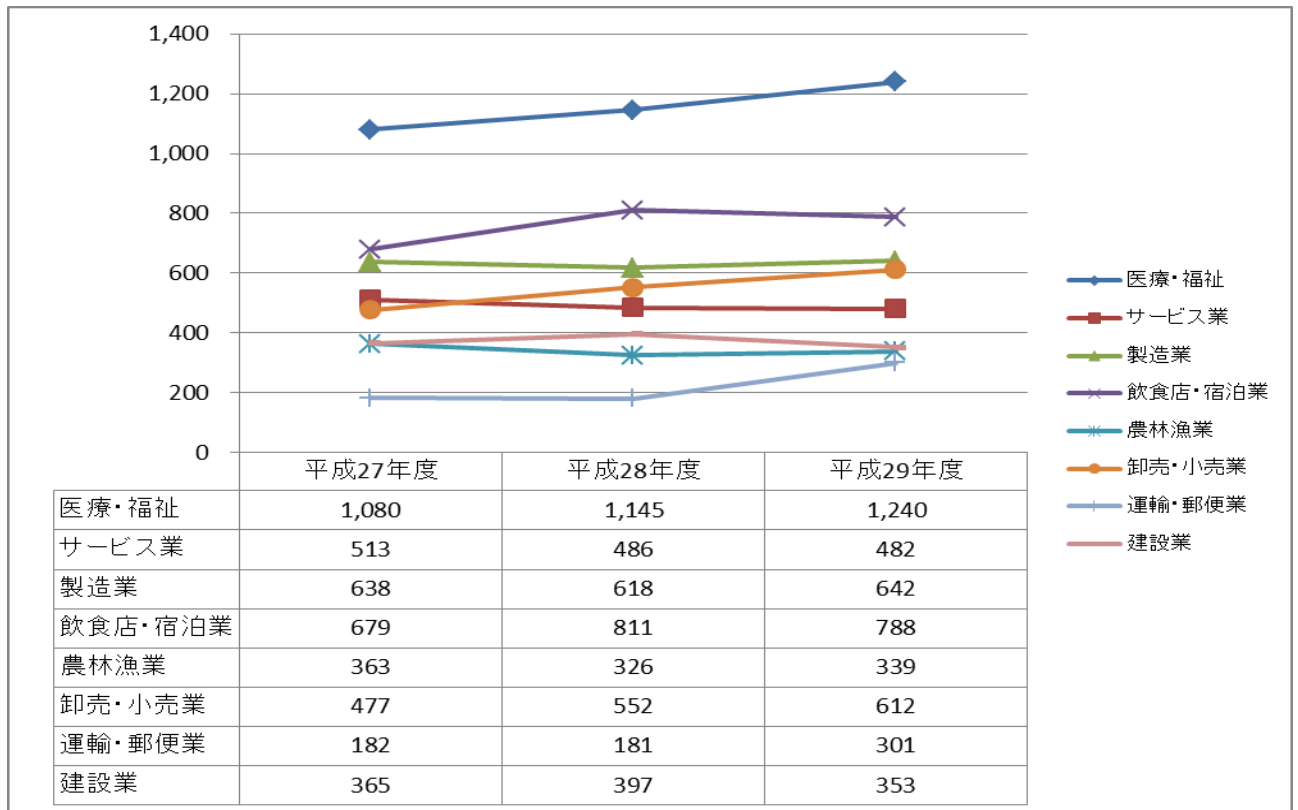


（出典：和歌山労働局）

過去3年間の主な産業別の新規求人数をみると、すべての分野で増加及びほぼ横ばいである。

医療・福祉、卸売・小売業、運輸・郵便業は、増加傾向が顕著である。

産業別新規求人数（パートタイムを除く）



(出典：和歌山労働局)

3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

当地域における平成29年度末における雇用保険適用事業所数は、2,485事業所、雇用保険被保険者数は、27,331人で1事業所当たり被保険者数は11人と中小規模の事業所が大半であり、一度に大量の雇用は生じにくい状況にある。

しかし、平成27年6月に策定した「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において5年間で4,000人の雇用の場を確保し、新産業の創出に伴い新規雇用に2,500人創出することを目標に今後施策を実施していくこととしている。

以上のことと県全体に対する当地域の雇用保険被保険者数の平成29年度末における割合が11.4%であること及び地域雇用開発助成金を活用した雇用の実績が、前々回が81名、前回は85名で、4名の増加、増加率が、4.94%であることを勘案し、新たな雇用に合計100名創出することを目標とする。

雇用保険適用事業所・雇用保険被保険者数

		26年度末時点	27年度末時点	28年度末時点	29年度末時点
田辺	雇用保険適用事業所数	2,439	2,461	2,457	2,485
	雇用保険被保険者数	25,462	26,108	26,785	27,331
	1事業所当たりの被保険者数	10.4	10.6	10.9	11
県全体	雇用保険適用事業所数	16,826	17,063	17,308	17,627
	雇用保険被保険者数	227,612	230,087	235,430	239,749
	1事業所当たりの被保険者数	13.5	13.5	13.6	13.6

(出典：和歌山労働局)

4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

① 各種助成

当計画地域内において、事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主に対する『地域雇用開発助成金』制度を活用し、地域の雇用機会創出の促進に努める。

② 企業誘致

地域未来投資促進法に基づき平成29年9月に国の同意を受けた「和歌山県基本計画」を推進することで、ものづくりやエネルギー・環境、第4次産業革命といった成長性の高い分野への参入促進を行うとともに、本県の強みである農林水産業や観光産業における取り組みを支援し、県内の産業構造の多様化を図る。

また、奨励金制度、税の減免措置等の施策により企業の立地活動を支援し、市町村とともに積極的に誘致活動等を行うことにより、県外企業の誘致及び県内企業の造設等を促進する。

③ 「わかやま企業成長戦略事業」の推進

元気で頑張る企業（やる気のある企業）を掘り起こし、その積極的な活動を県及び産業支援機関が一体となって支援することにより、経営革新や新事業の創出（第二創業）、企業の新たな販路開拓の取組を推進し、経済の活性化と雇用の創出につなげる。

④ 新技術創出の推進

「和歌山県新技術創出推進条例」に基づき平成27年10月に策定した「第二次和歌山県産業技術基本計画」を踏まえ、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図る。

□ 職業能力開発の推進に関する事項

① 田辺産業技術専門学院

主に新規学卒者を対象に、企業や地域ニーズに応える基礎的な知識・技能を習得できるよう実践的な訓練を行い、若年技能者の育成を図る。

② わかやま産業を支える人づくりプロジェクトの事業

県内のものづくり企業の成長を支える人材の育成を目指して、地元企業と連携した講師・技術者の派遣や生徒の企業研修などの事業を平成24年度から田辺工業高校（田辺市）において、また平成27年度から当地域の普通科高校等へも拡大して実施する。また、県内企業情報の収集・発信やインターシップ事業、Uターン就職セミナー等を実施し、大学生等の県内就職の促進を図る。

③ 委託訓練事業

離職者等を対象に、民間教育機関を活用し情報処理関連・介護分野等を中心にした職業訓練を実施し、早期就職に結びつける。

④ 認定職業訓練助成事業

事業主がその雇用する従業員等に対し実施する認定職業訓練に対し助成することにより、広い知識と高度な技能を兼ね備えた人材の育成を図る。

ハ 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

① 企業合同面談会の開催

多くの求人企業と求職者が出会い情報交換を行う場として、県内外において「企業合同面談会」を関係機関と連携して開催する。

② 若年者就職支援事業

若年者の能力向上と就職促進を目的に、若年者が就職に関するサービスを1ヶ所でまとめて受けられる「ジョブカフェわかやま」を和歌山市に設置し、岩出市、橋本市、湯浅町、御坊市、田辺市、串本町、新宮市においては「ジョブカフェわかやま」による出前相談を実施し、若年者の就職支援を行う。

また、遠方の方のために「メール相談」も実施する。

③ 障害者就業・生活支援センター設置

就職を希望する障害者や在職中の障害者に対する就業支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を田辺市に設置しており、障害者の就業及び生活支援を行う。

二 各種支援措置の周知徹底に関する事項

① 雇用対策協定の活用

和歌山県と和歌山労働局が、平成27年11月1日に締結した「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づき、双方の関係機関等を活用し、地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置の周知徹底を図る。

② 関係市町広報媒体の活用

県はもとより関係市町と連携し、広報誌やホームページ等の各種メディアを活用して、地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置の積極的な活用を図る。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

① 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について関係機関の共通認識を形成し、雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町、労使関係者等相互の意思疎通を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する都道府県の取り組み

① 地域未来投資促進法に基づく「和歌山県基本計画」を積極的に推進し、市町村と一体となって企業誘致を図るとともに、県内企業への就職を促進するため、「U1わかやま就職ガイド」を活用し採用情報を提供する。

② 本県の観光資源を全国に認知させ、修学旅行を誘致することや、高野・熊野地域通訳案内士の育成・活用により、観光振興を図る。また、和歌山県の魅力を海外にもPRする。

③ 地域の農産物、水産物、加工食品のブランドカアップ、消費拡大による産地振興を図るため、国内外への販路開拓やPRに取り組む。

④ 田舎暮らしに関心のある都市住民に向けて、「和歌山での田舎暮らし」を提案し、移住事業を実施している田辺市及び白浜町日置川地域において、U1ターン者と呼び込むことで農山漁村地域に新しい需要を生み出し、過疎化や高齢化が進む農山村地域の活性化を図る。

⑤ 今後高いニーズが見込まれる先駆的産業分野において、新技術の創出と実用化を図るため、県内企業等が取り組む研究開発の支援を行う。

- ⑥ ものづくりに詳しい先進企業OB等をカイゼン指導者として育成したうえで、県内中小企業に派遣し、技術改善、生産管理等の総合的なアドバイスを行うことにより、県内中小企業の活性化を図る。

5 計画期間に関する事項

計画期間については、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。

用語説明

○ 第1次産業

第1次産業には、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類され、「農業、林業」、「漁業」が該当します。

○ 第2次産業

第2次産業には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「建設業」が該当します。

○ 第3次産業

第3次産業には、第1次産業、第2次産業以外の産業が分類され、「卸売業、小売業」「医療、福祉」等が該当します。

○ 労働力人口

生産年齢人口（労働に適する年齢すなわち満15歳以上の人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の人数をいいます。就業者と完全失業者の合計数です。

○ 一般有効求人数

前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいいます）と当月の「新規求人数」の合計数（新規学卒者を除き、パートや臨時を含みます）。

○ 常用有効求人数

一般有効求人数からパートや臨時の求人数を除いた数字です。

○ 一般有効求職者数

前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいいます）と当月の「新規求職申込件数」の合計数（新規学卒者を除き、パートや臨時を含みます）。

○ 常用有効求職者数

一般有効求職者数からパートや臨時の求職者を除いた人数です。

○ 一般有効求人倍率

一般有効求職者数に対する一般有効求人数の割合のことです。

○ 常用有効求人倍率

常用有効求職者数に対する常用有効求人数の割合のことです。

○ 月間有効求人数

前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいいます）と当月の「新規求人数」の合計数。

○ 月間有効求職者数

前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいいます）と当月の「新規求職申込件数」の合計数。

○ 新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数です。

○ 地域雇用開発助成金

【地域雇用開発コース】

同意雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数〔3人（創業事業主は2人）以上〕及び設置・整備費用（300万円以上）に応じて一定額が国から支給されます。

- 助成額：48万円から960万円
- 助成期間：3年

助成金に関する問い合わせは、和歌山労働局 職業対策課（TEL073-488-1161）または各管轄ハローワークをお願いします。